

平成 20 年 8 月 26 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

優先出資証券発行に係わる条件決定について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 畑柳 信雄）は、当社の 100% 出資子会社 MUFG Capital Finance 7 Limited による優先出資証券の発行に関し、本日、その発行条件を以下のとおり決定しました。

発 行 体	MUFG Capital Finance 7 Limited
	ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を 100% 所有する特別目的子会社
証 券 の 種 類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券
	当社普通株式への交換権は付与されません
発 行 総 額	2,220 億円
配 当 率	年 3.60% (平成 31 年 1 月まで固定) 平成 31 年 1 月以降は変動
発 行 価 額	1 証券あたり 10 百万円
払込予定日	平成 20 年 9 月 2 日
資 金 使 途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行および 三菱 UFJ 信託銀行株式会社の資本増強に充当
優 先 順 位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位
発 行 形 態	国内私募（適格機関投資家限定）
引受金融商品取引業者	三菱 UFJ 証券株式会社、野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社

以 上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの子会社の優先出資証券発行に係わり一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。本優先出資証券は、1933 年米国証券法に基づく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。